⚠ スマホでお手続きの方へ

前の画面に戻るには、ブラウザのボタン＜を押してください。

×ボタンや完了ボタンを押すと、ブラウザが閉じてしまい、お手続きが最初からやり直しとなりますのでご注意ください。

2025.10

学生スマホ保険
重要事項等説明書

Mysurance
マイシュアランス

学生スマホ保険 重要事項等説明書

この重要事項等説明書は、ご契約に際しお客さまにご理解いただきたい大切な内容が記載されていますので、ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いします。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

契約概要 … 保険契約の内容を理解いただくための事項です。

注意喚起情報 … ご契約に際して保険契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意いただきたい事項です。

契約概要 注意喚起情報

1 商品のしくみと補償内容

(1) 商品のしくみ

学生スマホ保険(※1)(※2)は、学生(※3)の方向けの商品で契約内容確認証の「補償内容に関する情報」欄に記載の学生の方のスマートフォン(※4)(※5)(※6)(以下、「スマホ」といいます。)の破損などにより被保険者に生じた損害に対し、保険金をお支払いします。
また、学生の方がスマホを使用することに伴い生じたトラブルについて、学生の方または契約者からの法律相談に弁護士が電話でアドバイスを行う「スマホトラブル法律相談サービス」が無料でセットされます。

(※1) 学生スマホ保険は、費用の保険普通保険約款に特約をセットした商品の名称であり、補償内容(セットされる特約)は次の表のとおりです。

(※2) 学生スマホ保険は格安SIM/SIMなし端末専用の保険です。次の事業者と通信サービス契約を締結しているスマホはお引受けできません。
- 株式会社NTTドコモ
- KDDI株式会社
- ソフトバンク株式会社

(※3) 学生とは、小・中・高・大学生、大学院生、専門学校生などをいいます。

(※4) 充電器、イヤフォンおよび液晶保護フィルム等の付属品は補償対象になりません。

(※5) 購入後1年以内のスマホが対象です。

(※6) 技適マーク〒(電波法で定めている技術基準に適合している無線機であることを証明するマーク)がないスマホは補償対象外のためお引受けできません。

学生スマホ保険	
普通保険約款	費用の保険普通保険約款
補償に関する特約	プロプラン スタンダードプラン 修理費用特約（破損、汚損、故障、水濡れ） 盗難・紛失補償特約 データ復旧費用特約 ライトプラン 修理費用特約（破損、汚損）
その他の特約	クレジットカード払特約 保険料分割払特約 自動継続特約
その他	スマホトラブル法律相談サービス

(2) 補償内容

保険金をお支払いする主な場合およびお支払いする保険金の額は次のとおりです。
詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

プロプラン スタンダードプラン

● **修理費用特約(破損、汚損、故障、水濡れ)**

スマホが**破損、汚損、故障または水濡れ**し、次のいずれかに該当した場合に、保険金額(※1) を限度にそれぞれ次の金額をお支払いします。

① **修理費用を負担した場合**

修理に要した費用から契約内容確認証記載の自己負担額を差し引いた額

② **修理ができなかったものの、調査や点検等の作業費用を負担した場合**

調査や点検等の作業に要した費用の額

● **盗難・紛失補償特約**

スマホが盗難されたまたは紛失した場合に、保険金額(※1)を限度に、スマホの購入金額または再調達価額(※2)のいずれか低い額の50%をお支払いします。

● **データ復旧費用特約**

スマホが破損、汚損、故障または水濡れしたことにより、スマホに保存しているデータの全部または一部が消滅し、データの復旧のための費用を負担した場合に、保険金額(※1)を限度にその復旧費用をお支払いします。

ライトプラン

● **修理費用特約(破損、汚損)**

スマホが**破損または汚損**し、次のいずれかに該当した場合に、保険金額(※1) を限度にそれぞれ次の金額をお支払いします。

① **修理費用を負担した場合**

修理に要した費用から契約内容確認証記載の自己負担額を差し引いた額

② **修理ができなかったものの、調査や点検等の作業費用を負担した場合**

調査や点検等の作業に要した費用の額

(※1) 保険金額は、後記「③引受条件(保険金額など)について」をご覧ください。

(※2) 再調達価額とは、スマホと同一機種または同一の型、能力の機種を再取得するのに要する額をいいます。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。

特約共通の保険金をお支払いできない主な場合

① 保険契約者、被保険者(※)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置としてなされた場合を除きます。

④ 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ 放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

など

(※) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

各特約固有の保険金をお支払いできない主な場合

プロプラン スタンダードプラン

● **修理費用特約(破損、汚損、故障、水濡れ)**

① 欠陥

② 自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変色等

③ 機能に支障のない擦り傷、塗料のはがれ等

④ スマホの修理ミス

など

● **盗難・紛失補償特約**

① 保険契約者または被保険者(※)の親族、使用人、同居人が自ら行いまたは加担した盗難

② 盗難発生後60日以内に盗難の事実を発見することができなかった盗難

など

● **データ復旧費用特約**

保険契約者または被保険者(※)およびこれらの者の親族、使用人、同居人によるスマホの誤使用・誤操作

など

ライトプラン

● **修理費用特約(破損、汚損)**

① 欠陥

② 自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変色等

③ 機能に支障のない擦り傷、塗料のはがれ等

④ スマホの修理ミス

など

(※) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(4) スマホトラブル法律相談サービス

学生スマホ保険には「スマホトラブル法律相談サービス」が無料でセットされます。サービスの内容は以下のとおりです。

① サービス内容

学生スマホ保険の使用者である学生(※)の方が補償対象のスマートフォンを使用することに伴い生じたトラブルに関する学生の方または契約者からの法律相談に対して、弁護士が電話でアドバイスを行います。(30分程度)

(※) 保険期間の途中で卒業等により学生ではなくなった場合、その保険期間中は本サービスを引き続きご利用いただけます。

(注1) 弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

(注2) 本サービスは、サービス内容を予告なく変更する場合やサービスの利用を制限させていただく場合があります。

なお、本サービスは株式会社プライムアシスタンスにサービスの運営を委託しています。

② サービスの対象期間

本サービスの対象期間は保険契約の保険期間初日の翌日から保険期間終了日までとなります。(継続契約の場合は保険期間の初日からご利用いただけます。)なお、保険期間 の途中で保険契約が失効した場合もしくは解約または解除された場合はサービスの提供は終了します。

③サービスの受付時間

平日: 午前10時~午後5時
(土・日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

(注) 本サービスは学生スマホ保険にご加入の方向けのサービスです。サービスの連絡先は、ご加入後、Mysuranceのマイページに掲載の契約内容確認証にてご確認いただけます。

契約概要

2 保険期間および保険責任開始日

この保険の保険期間は、1年間です。
保険契約の補償は、保険期間初日の午前0時に開始します。
ただし、保険契約のお申込みが保険期間初日の場合は、保険契約お申込み後、保険契約が成立した時点から補償が開始されます。
補償の終了は、保険契約が満了する日の午後12時となります。

契約概要

3 引受条件(保険金額など)について

それぞれのプランの保険金額は以下のとおりです。

プロプラン

● **保険金額(1事故あたりの限度額)**

- 修理費用特約 (破損、汚損、故障、水濡れ)
  200,000円 (自己負担額 0円)
- 盗難・紛失補償特約
  200,000円(※)
- データ復旧費用特約
  200,000円

● **保険期間中にお支払いする保険金の限度額(3特約合計)**

400,000円

スタンダードプラン

● **保険金額(1事故あたりの限度額)**

- 修理費用特約 (破損、汚損、故障、水濡れ)
  100,000円 (修理費用のみ自己負担額 3,000円)
- 盗難・紛失補償特約
  100,000円(※)
- データ復旧費用特約
  100,000円

● **保険期間中にお支払いする保険金の限度額(3特約合計)**

200,000円

ライトプラン

● **保険金額(1事故あたりの限度額)**

- 修理費用特約 (破損、汚損)
  50,000円 (修理費用のみ自己負担額 3,000円)

● **保険期間中にお支払いする保険金の限度額**

100,000円

(※) スマホの購入金額または再調達価額(スマホと同一機種または同一の型、能力の機種を再取得するのに要する額)のいずれか低い額の50%を保険金額を限度にお支払いします。

契約概要

4 保険料のお支払いについて

(1) 保険料のお支払いについて

保険料は分割払(月払い)で、クレジットカードにてお支払いいただきます。
1回目の分割保険料は契約手続き時に決済手続きを行います。
2回目以降の分割保険料は契約内容確認証記載の払込期日に決済手続きを行います。(※)

(※) 新規契約の場合、2回目の分割保険料は1回目と同月に決済手続きを行います。また、保険期間初日が月末で当日にお申込みの場合、1回目の分割保険料決済と同日に2回目の決済手続きを行います。

(2) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

払込期日に分割保険料の決済手続きができなかった場合は、払込期日の属する月の翌月末日の前日(以下、「払込猶予日」といいます。)までにお支払いください。

(注1) 新規契約の1回目分割保険料には、払込猶予の適用はありません。

(注2) 決済手続きができなかった場合には、当社からご登録のメールアドレスにお送りするEメールの案内をご参照いただき、払込猶予日までに当社マイページにて、決済可能なクレジットカードで決済を行ってください。なお、払込猶予日までに決済可能なクレジットカードがご用意できない場合などには、コンビニエンスストアまたはPay-easyでの支払いも可能です。この場合には当社マイページの「お支払方法の変更」よりお手続きください。(決済可能なクレジットカードの用意ができましたら、クレジットカードの再登録をお願いいたします。)

払込猶予日までに保険料のお支払いがない場合、払込期日の翌日以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いすることができません。また、ご契約は解除となりますのでご注意ください。

保険料の払込期日と払込猶予期間

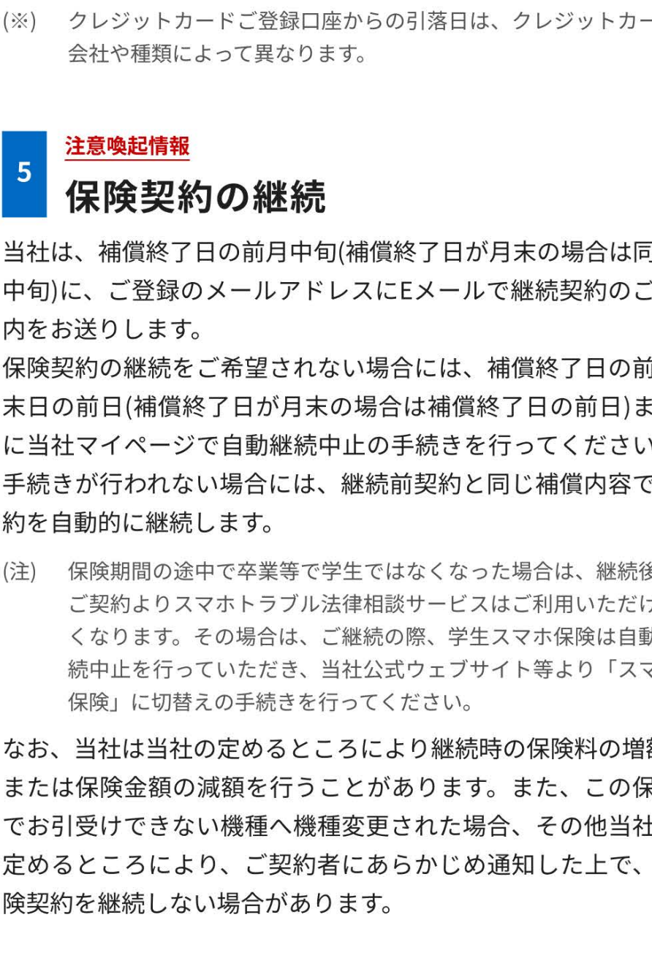

1回目の分割保険料はお申込時に決済を行います。(※) なお、決済が完了しないとお申込手続きが完了しません。

2回目以降の分割保険料は保険期間初日以降の毎月末日に決済を行います。(※)

払込期日に分割保険料が決済できなかった場合、払込みが猶予されます。払込猶予期間は、払込期日の翌日~払込期日の翌月末日の前日です。払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合はご契約は解除となります。

保険期間初日が月末で当日お申込みの場合、1回目と2回目の分割保険料は同日に決済を行います。(※)

(※) クレジットカードご登録口座からの引落日は、クレジットカード会社や種類によって異なります。

注意喚起情報

5 保険契約の継続

当社は、補償終了日の前月中旬(補償終了日が月末の場合は同月中旬)に、ご登録のメールアドレスにEメールで継続契約のご案内をお送りします。
保険契約の継続をご希望されない場合には、補償終了日の前月末日の前日(補償終了日が月末の場合は補償終了日の前日)までに当社マイページで自動継続中止の手続きを行ってください。
手続きが行われない場合には、継続前契約と同じ補償内容で契約を自動的に継続します。

(注) 保険期間の途中で卒業等で学生ではなくなった場合は、継続後のご契約よりスマホトラブル法律相談サービスはご利用いただけなくなります。その場合は、ご継続の際、学生スマホ保険は自動継続中止を行っていただき、当社公式ウェブサイト等より「スマホ保険」に切替えの手続きを行ってください。

なお、当社は当社の定めるところにより継続時の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、この保険でお引受けできない機種へ機種変更された場合、その他当社の定めるところにより、ご契約者にあらかじめ通知した上で、保険契約を継続しない場合があります。

6 保険証券

この保険は保険証券の発行は行いません。
ご契約内容は、当社マイページから契約内容確認証をダウンロードしてご確認ください。

7 事故が発生した場合

- 事故が発生した場合は、当社マイページからただちに当社までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める書類等をご提出いただく場合があります。
- この保険以外の保険または保証(通信事業者が提供しているものを含みます。)でお支払いの対象となる可能性があります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

注意喚起情報

8 解約返れい金および解約のお手続き

この商品は解約返れい金はありません。
ご契約を解約する場合は、当社マイページからお手続きください。
なお、解約時にお支払いいただく保険料がある場合またはすでにお支払済みの保険料がある場合は、保険料を請求または返還することがあります。

注意喚起情報

9 告知事項・通知事項

(1) 告知事項と告知義務

保険契約者または被保険者には、ご契約時に当社が特に定める重要な事項(告知事項)について事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

告知事項
この保険の告知事項は、次のとおりです。 ★加入時のスマホの破損状況 ★加入時のスマホの動作状況 ★加入時のスマホの購入年月

(2) 通知事項

保険契約者または被保険者は、スマホを変更する場合は、当社マイページで変更手続きを行ってください。
変更の事実が生じているにもかかわらず変更手続きをされなかった場合には保険金をお支払いできないことがあります。

契約概要

10 満期返れい金・契約者配当金

この保険は満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報

11 クーリングオフについて

この保険は、保険期間が1年以内のため、クーリングオフの対象とはなりません。

注意喚起情報

12 補償重複について

この保険契約と同様の補償内容の保険または保証(通信事業者が提供しているものを含みます。)にご加入されている場合、補償 が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約等からでも補償されますが、いずれか 一方の保険契約等からは保険金等が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、学生スマホ 保険加入の要否をご判断されたうえで、ご契約ください。

注意喚起情報

13 支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。
「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(http://www.shougakutanki.jp/)をご参照ください。

注意喚起情報

14 少額短期保険業者について

Mysurance株式会社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」の登録会社です。
少額短期保険業者が引受可能な保険契約は保険業法において以下のとおり定められています。

① 保険期間は1年以内(損害保険分野については、保険期間は2年以内)のみとなります。
(学生スマホ保険の保険期間は1年です。)

② 1被保険者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、1,000万円(ただし、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険を含む場合は2,000万円)までとなります。

③ 1契約者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、10億円までとなります。

契約概要 注意喚起情報

15 少額短期保険業者破綻時等の取扱い

(1) 少額短期保険業者の業務もしくは収支の状況に照らして事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。また、保険期間中に以下の措置を講じることがあります。
①保険料の増額
②保険金額の減額

(2) 少額短期保険業者の経営が破綻した場合は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の適用はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約 (破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約)にも該当しません。

個人情報の取扱いについて

Mysurance株式会社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、当社の商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、当社が業務上必要とする範囲で以下のとおり情報の取得・利用・提供または登録を行うことがあります。

① 当社業務のために、保険代理店を含む業務委託先、その他関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

② 再保険のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

③ 国内外のグループ会社や提携先に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

④ 保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本少額短期保険協会、他の保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

当社の個人情報の取扱いの詳細は、当社公式ウェブサイト(https://www.mysurance.co.jp/privacy/handling/)をご覧ください。

指定紛争解決機関

Mysurance株式会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。(当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務に関する基本契約 (ADR契約)を締結しています。)

少額短期ほけん相談室
0120-82-1144

<受付時間>
平日9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日、年末年始は休業)

取扱代理店について

取扱代理店は、Mysurance株式会社との委託契約に基づき、保険会社に代わってお客さまへの保険契約の勧誘、申込手続きの説明、当社公式ウェブサイトへの誘導など、お客さまの保険契約締結の媒介業務を行っております。
なお、取扱代理店には、保険契約の締結、保険料の受領、契約内容変更の手続きなど、保険契約締結の代理業務を行う権限はありません。
ご契約内容の確認や変更の手続きについては、当社マイページをご利用ください。

Mysurance株式会社へのお問い合わせ

保険商品に関するお問い合わせは、当社公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】
https://www.mysurance.co.jp

【お問合せフォーム】
https://inquiry.mysurance.co.jp/contact#/

Mysurance
マイシュアランス

MYS25-100144